第２回　府中市農業委員会総会議事録

１　開　会　　平成２９年８月２１日（月）午後１時５５分
　　閉　会　　平成２９年８月２１日（月）午後２時５０分
　　場　所　　市役所北庁舎３階第１会議室

２　会議録署名委員

３番　田　中　　繁　委員	４番　榎　本　重　雄　委員
１７番　石　阪　　脩　委員（会長）	

３　出席委員

１番　朝　倉　泰　則　委員	２番　千金楽　千　詠　委員
３番　田　中　　繁　委員	４番　榎　本　重　雄　委員
５番　志　水　清　隆　委員	６番　戸　塚　　孝　委員
	８番　都　築　　一　委員
９番　菊　池　伸　明　委員	１０番　小　林　　茂　委員
１１番　平　田　佳　子　委員	１２番　澤　井　泰　造　委員
１３番　田　中　仁　志　委員	１４番　伊　藤　久　夫　委員
１５番　筒　井　敏　彦　委員	１６番　河　内　邦　男　委員
１７番　石　阪　　脩　委員	１８番　松　村　良　夫　委員
１９番　市　川　耕　作　委員	２０番　小　牧　直　子　委員

４　欠席委員

７番　川　辺　初太郎　委員

５　議　長

１７番　石　阪　　脩　委員（会長）

６　事務局（説明員）

小柴靖也局長　加藤泰幸主査　佐伯洋子事務職員　椹澤有一事務職員

議　事　日　程

１　会期の決定について

２　会議録署名委員指名について

３　第１号議題　報告　農地の転用届出について（農地法第４条関係）

４　第２号議題　報告　農地の転用のための権利移動届出について（農地法第５条関係）

５　第３号議題　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

６　第４号議題　引き続き農業経営を行っている旨の証明について

７　第５号議題　府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について

８　その他

（１）府中市農業委員会委員名簿

（２）８月度の活動報告について

（３）次回の開催日

（４）その他

午後１時５５分開会

〇議長（石阪委員）　皆さんこんにちは、本日出席予定の方は、皆さんお揃いになりましたので、定刻少し前ですが、ただ今から、第２回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、川辺委員さんから都合により欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(「異議なし」の声)

〇議長（石阪委員）　ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員についてですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。(「異義なし」の声)

〇議長（石阪委員）　ご異義がないようですので、今回は、３番、田中繁委員さん、４番、榎本委員さんにお願いいたします。

それでは、「第１号議題　報告　農地の転用届出について」を議題とします。

報告件数は２件です。事務局から第１項第２項の説明をお願いします。

〇事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、第１号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第４条関係。

第１項、届出者は、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、若松町〇の〇〇の〇，〇〇の合計２筆、１，１９１平方メートル。届出書が到達した日は、平成２９年７月２８日。転用の目的はコンビニエンスストア及び駐車場となっております。

２ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は河内委員さんにお願いしています。

第２項、届出者は、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、３３０平方メートル。届出書が到達した日は、平成２９年８月４日。転用の目的は専用住宅となっています。

４ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川委員にお願いしていますが、現地は既に宅地の一部のようになっています。以上よろしくお願いします。

〇議長（石阪委員）　はい、説明が終わりました。第１項、河内委員さん如何ですか。

〇委員（河内委員）　はい、８月の１２日に現地の確認をしております。以前に生産緑地を解除した場所で、問題ありません。

〇議長（石阪委員）　はい、第２項、市川委員さん如何ですか。

〇委員（市川委員）　はい、８月１４日に現地をみてきました。屋敷内で以前は一部花を栽培していましたが、今は何もやっておらず更地になっていますが、問題ありません。

〇議長（石阪委員）　はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第１項第２項については、報告を了承することといたします。

次に、「第２号議題　報告　農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は６件です。今回は第１項から第５項までと第６項の２回に分けたいと思います。まず、第１項から第５項までの説明を事務局からお願いします。

〇事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、第２号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第５条関係。

第１項、譲り受け人は稲城市大丸〇〇〇の〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇、譲渡人は多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、多磨町〇の〇〇の〇〇，〇〇の合計２筆、５７５平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成２９年７月２４日、転用の目的は、建売住宅５棟となっております。

２ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、都築委員さんにお願いをしております。

第２項、賃借人は本宿町〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、賃貸人は本宿町〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、本宿町〇の〇〇の〇、２，０１３平方メートルで、賃借権の設定でございます。設定期間は３０年。届出書が到達した日は、平成２９年７月２５日、転用の目的は、一戸建賃貸住宅７棟、共同住宅５棟となっております。

４ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、朝倉委員さんにお願いしています。

第３項、譲り受け人は小金井市東町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、

○○○○、譲渡人は分梅町○の○○の○、○○○○、土地の所在は、南町○の○○の○○、２３平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成２９年７月２５日、転用の目的は、敷地延長となっております。

６ページの案内図は当該地を示しております。なお、現地は既に宅地の一部になっています。

第４項、譲り受け人は渋谷区渋谷○の○○の○、○○○○○○○○、株式会社○○○○、代表取締役○○○○、譲渡人は国分寺市東元町○の○○の○、○○○○、片町○の○○の○、○○○○○、土地の所在は、本町○の○○の○、１１７平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成２９年７月２５日、転用の目的は、共同住宅１棟となっております。

８ページの案内図は当該地を示しております。なお、現地は相続後耕作をしていなかったような状況となっています。以上、第３項第４項の現地の確認は、小林委員さんにお願いしています。

第５項、使用借り人は白糸台○の○○の○、○○○○○○・○○○、○○○○、使用貸し人は白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は、白糸台○の○○の○、２８４平方メートルで、使用貸借権の設定でございます。設定期間は永久。届出書が到達した日は、平成２９年８月４日、転用の目的は、当該地のすぐ北側に専用住宅を建てるための通路及び物置用地となっております。

１０ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、戸塚委員さんにお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長（石阪委員）　はい、説明が終わりました。第１項、都築委員さん如何ですか。

○委員（都築委員）　はい、８月１４日に現地を確認しましたところ雑草が生えていましたが、問題ありません。

○議長（石阪委員）　はい、第２項、朝倉委員さん如何ですか。

○委員（朝倉委員）　はい、８月１９日の現地を確認しました。工事は進んでおりまして、回りは住宅街で、特に問題ありません。

○議長（石阪委員）　はい、第３項第４項、小林委員さん如何でしょうか。

○委員（小林委員）　はい、８月１４日に現地確認をいたしましたが、第３項第４項とも問題ありません。

○議長（石阪委員）　はい、第５項、戸塚委員さん如何でしょうか。

〇委員（戸塚委員）　はい、８月１９日に確認に行きました。ハウスが建っていて現状は畑になっています。問題ありません。

〇議長（石阪委員）　はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第１項から第５項の報告を了承することといたします。

次に、第６項ですが、〇〇委員さんが関係人となりますので、第６項の報告の間、席を外していただきたいと思います。（〇〇委員退席）

〇議長（石阪委員）　はい、それでは、第６項の説明を事務局からお願いします。

〇事務局（椹澤事務職員）　はい、それでは、第２号議題１１ページをお開きください。

第６項、譲り受け人は新宿区西新宿〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は八幡町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、緑町〇の〇〇の〇，〇〇の合計２筆、２，５９６平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成２９年７月２６日、転用の目的は、建売住宅２２棟となっております。

１２ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、菊池委員さんにお願いをしております。以上、よろしくお願いします。

〇議長（石阪委員）　はい、説明が終わりました。第６項、菊池委員さん如何ですか。

〇委員（菊池委員）　はい、ここは、とても広くて農地として、よく耕作されていました。残念ですが、事情が事情なので、問題ございません。

〇議長（石阪委員）　はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第６項の報告を了承することといたします。

〇〇委員さんがお戻りになるまで、少しお待ちください。（〇〇委員着席）

〇議長（石阪委員）　〇〇委員さん、第６項は報告を了承しましたので、お伝えします。

次に、「第３号議題　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は２件です。第１項、第２項の説明を事務局から続けてお願いします。

〇事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、第３号議題　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第１項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、押立町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇、被申出者、主たる従事者、同所、〇〇〇〇〇、買取り申出地は、押立町〇の〇〇の〇、田、３８０平方メートル。

第２項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、埼玉県さいたま市中央区新都心〇の〇、さいたま新都心合同庁舎２号館、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、被申出者、主たる従事者、小柳町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、買取り申出地は、小柳町〇の〇〇の〇、田、６４５平方メートル。

２、３ページは〇〇〇氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、４ページの案内図は当該地を示しております。

５、６ページは〇〇〇〇〇から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、７ページの案内図は当該地を示しております。

なお、本件は〇〇氏が〇〇〇〇を借り受け、生産緑地に指定していたもので、〇〇氏の死亡により耕作ができなくなり、〇との契約を解除したものでございます。

〇はそれを受け生産緑地の指定解除のため、今回の証明申請となったものでございます。

以上、第１項、第２項の現地確認は榎本委員にお願いしています。以上、よろしくお願いします。

〇議長（石阪委員）　はい、説明が終わりました。第１項、第２項、榎本委員さん如何ですか。

〇委員（榎本委員）　はい、現地確認をしたところ、第１項、第２項ともきちっと管理されていて問題ありません。

〇議長（石阪委員）　はい、他に、ご質問等ございますか。（異議なしの声）

ご質問等がないようですので、本件については証明することといたします。

次に、「第４号議題　引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は２件です。第１項、第２項の説明を事務局から続けてお願いします。

〇事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、第４号議題　引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第１項、次の者が平成２６年９月２３日から平成２９年７月２７日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国分寺市東元町〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、栄町〇の

○○の○、○○の○の合計２筆、畑、３，３４４．９５平方メートル。

第２項、次の者が平成２６年９月１１日から平成２９年８月７日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町○の○○の○、○○○、土地の所在は、若松町○の○○の○○、○○の○，○，○の合計４筆、畑、７３５平方メートル。

２ページから４ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、ブルーベリー、キウイフルーツ等を生産しております。

５ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、菊池委員さんにお願いしております。

６ページから１０ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しております。

１１ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内委員さんにお願いしております。以上、よろしくお願いします。

○議長（石阪委員）　はい、説明が終わりました。第１項、菊池委員さん如何ですか。

○委員（菊池委員）　はい、事務局説明のとおりで、特に問題ありません。

○議長（石阪委員）　はい、第２項、河内委員さん如何ですか。

○委員（河内委員）　はい、１９日に現地確認しております。夏野菜のなす、きゅうり、トマト、ピーマン等が栽培されており、半分くらいが耕作が終わり耕してありました。問題ありません。

○議長（石阪委員）　はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第１項、第２項については、証明することにいたします。

次に、「第５号議題　府中都市計画　生産緑地地区に係る都市計画の変更について」を議題とします。本件の説明のため、公園緑地課職員の方がお見えになっていますので、早速ですが、説明をお願いいします。

○公園緑地課（角倉課長）　はい、会長、説明に入ります前に新しい農業委員さんが選任されてから初めての説明となりますので、自己紹介させていただきます。私は公園緑地課長の角倉です。生産緑地の事務に携わって、あしかけ１４年目に入りました。引き続きよろしくお願いします。隣は担当の曽田でございます。その他、本日は来ておりませんが担当係長の宮本という者がおります。どうぞよろしくお願

いいたします。

それでは説明に入らせていただきます。本年６月に生産緑地法が改正され、農地に関する政策が大きく変更されております。また、先般は農業委員会から農業委員会法第３８条に基づく意見として、生産緑地指定の下限面積の引き下げの意見書を頂戴しました。いただいた意見書を真摯に受け止め、国、都から詳細な情報を収集し、本市として引き下げの条例制定を検討しているところでございます。

そのほか皆さまの耳にも様々な情報が入っていると思いますが、今だに様々な運用面の説明会等々が行われているような状況ですので、今しばらくお時間をいただき、改めて説明の機会をいただきたいと存じます。

それでは、府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更案について、ご説明させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。現在、生産緑地の削除及び追加指定を行うにあたり都市計画変更の準備を進めております。

変更案の説明をする前に、これまでの経過と今後の予定をご説明させていただきます。追加指定の申請は昨年６月から本年５月まで受付し、平成２９年７月５日に農業委員会土地利用部会の皆さまに現地調査を行っていただき、平成２９年７月１９日には農業委員会から農地に該当している旨の回答をいただいております。

削除につきましては、昨年１０月から本年３月末までに、買取り申出があったものを対象として変更案を作成しております。

今後の予定としましては、９月上旬に東京都協議の手続きを、その後、公告縦覧を行い、本年１１月に予定されております府中市都市計画審議会に付議することにしております。つきましては、本日ご説明する内容は縦覧前のものとなりますので、お配りしている図面等資料は本委員会終了後に回収させていただきますので、ご了承をいただきたいと存じます。

それでは、府中都市計画生産緑地地区変更案の詳細について、ご説明をさせていただきます。１ページをご覧ください。全体の概要でございます。第１の種類及び面積ですが、変更後の面積は約９８．４９ヘクタールになります。第２の削除のみを行う位置及び区域でございますが、削除となるのは９件で面積が１６，１００平方メートルです。続きまして２ページをご覧ください。第３の追加のみを行う位置及び区域でございますが、追加となるのが４件、面積は約１，６３０平方メートルになります。続きまして３ページは新旧対照表と変更概要になっております。下段

変更概要をご覧ください。全体の生産緑地の件数は４５７件から４５６件で１件の減、面積は約９９．９５ヘクタールから約９８．５ヘクタールと約１．４５ヘクタールの減となります。続きまして、変更となる個々の地区につきまして、担当より計画図によりご説明いたします。

〇公園緑地課（曽田事務職員）　はい、はじめに、４ページの計画図、右下の凡例をご覧ください。

計画図の表示は、緑の縦縞の部分が既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。また、図は上が北となっております。

それでは、図面中央右側　番号８　地区名　多磨町。

都立多磨霊園の東側、多磨町第二広場の南西側に位置し、平成２９年３月２８日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約３，１４０平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面中央左側　番号１０　地区名　多磨町。

都立多磨霊園の東側、多磨町広場の北側に位置し、平成２９年１月２５日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部２，６２０平方メートルを削除するものです。

続きまして、５ページを覧ください。図面中央　番号４３　地区名　紅葉丘。

府中３・４・１６号線あんず通りの東側、白糸台公園の北側に位置し、平成２９年３月２９日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約１，０７０平方メートルを削除するものです。

続きまして、６ページを覧ください。

はじめに、右下の凡例をご覧ください。緑の塗りつぶし部分は今回追加を行う区域となっております。それでは、図面中央　番号１５２　地区名　小柳町。

西武多摩川線の東側、小柳小学校の北側に位置し、地区の一部、約２６０平方メートルを追加するものです。

７ページをご覧ください。はじめに、図面中央下側　番号１８０　地区名　若松町。

府中３・５・１４号線浅間山通りの西側、都道１１０号線人見街道の南側で若松町公園の北東に位置し、平成２９年３月２８日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約１，１６０平方メートルを削除するものです。続きまして、図面中央　番号１８７　地区名　若松町。

浅間山通りの西側、都道１１０号線人見街道の北側で市営第六若松町住宅の南西

側に位置し、平成２９年３月２８日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約４５０平方メートルを削除するものです。

８ページをご覧ください。図面中央　番号２４１　地区名　緑町。

府中３・５・１７号線あかしあ通りの西側、三本木公園の南側に位置し、平成２８年１２月２２日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、２,６００平方メートルを削除するものです。

９ページをご覧ください。はじめに、図面左上　番号４１３　地区名　四谷。

府中３・４・６号線くすのき通りの南側、中央自動車道の北側に位置し、平成２８年１０月１２日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約７３０平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面右下　番号６０３　地区名　住吉町。

府中３・３・８号線新府中街道の西側、宮前公園の南東側に位置し地区の全部、約６９０㎡を追加するものです。

１０ページをご覧ください。図面中央　番号４４６　地区名　四谷。

四谷西公園の東側、府中３・４・３号線主要地方道２０号の南側に位置し、地区の一部、約１０平方メートルを追加するものです。

１１ページをご覧ください。はじめに、図面中央右下 番号４８６ 地区名 本宿町。

本宿町第２公園の南西側、国道２０号線甲州街道の北側に位置し、平成２８年１０月１２日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約２，０１０平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面中央、番号４９０　地区名　本宿町。

府中３・３・８号線新府中街道の東側、本宿町第２公園の西側に位置し、平成２９年３月３０日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約２，３２０平方メートルを削除するものです。なお、削除に伴い、地区の北側が、番号６０４、約６１０平方メートル、地区の南側が番号６０５、約６６０平方メートルに分割となります。

１２ページをご覧ください。図面中央、番号６０２　地区名　本町。

下河原緑道の西側、府中第三小学校の南側に位置し、地区の全部、約６７０平方メートルを追加するものです。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案についての説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長（石阪委員）　はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。
〇委員（戸塚委員）　はい、先ほどの第１号議案の〇〇さんのところと変更案の７ページにある部分は同じところでしょうか。というのは、都市計画変更が決まる前に転用するのは順番が逆のようにみえるのですが。
〇公園緑地課（角倉課長）　はい、会長、都市計画変更の中では生産緑地買取り申請は昨年の１０月以降に出されたものを本日まとめて出しています。従って、買取り申請を出した時と時間差があります。本件は農業委員会で主たる従事者証明を発行し、生産緑地の買取り申請がなされたもので、その後の農地転用が今になったものと思われます。
〇委員（戸塚委員）　買取り申請がないと生産緑地の制限解除にならないですよね。
〇委員（河内委員）　それは確か３月ごろに出ています。
〇事務局（小柴事務局長）　はい、本件は買取り申請が出され市は買取らない、またあっせんに出しても買う者がいないという段階を得て、制限解除になり転用が可能となったものです。
〇委員（戸塚委員）　そうすると前年度から順々にきたということですか。
〇委員（田中繁委員）　生産緑地の制限は、買取り申出日から３箇月で解除が確定してしまいます。都市計画は半年分をまとめて変更するので、変更が後になることが多分にあります。
〇委員（戸塚委員）　今までの事例を聞いていると、市が買取るケースはあまりなく、３箇月経つと農地が消えると思っていましたが、後から都市計画変更が出てくるのかと疑問に思ったので聞きましたが、話は分かりました。
〇委員（田中繁委員）　別件になりますが、生産緑地の追加指定の市の基準をいただくことはできますか。
〇公園緑地課（角倉課長）　はい、会長、うちの窓口で関連のチラシ等を作っていますので、現行のものでよければ次回の委員会にお配りするようにします。
〇委員（田中繁委員）　お願いします。
〇議長（石阪委員）　はい、他にご質問等ございますか。（…）
ご質問等がないようですので、本件については了承することといたします。
ここで公園緑地課職員は退席しますので、しばらくお待ちください。
（公園緑地課職員　退席）
〇議長（石阪委員）　はい、次に、８「その他」に入ります。（１）「府中市農業委

員会委員名簿」、（２）「８月度活動報告について」及び（３）の「次回の開催日」を続けて事務局から説明をお願いします。

〇事務局（佐伯事務職員）　それでは、資料１をご覧ください。

農業委員さんの名簿ですが、前回議席と担当部会が決定いたしましたので、改めて議席順に作成いたしましたので、ご参考にしてください。

次に資料２ですが、８月分の活動報告です。前回の農業委員会総会が７月２６日に開催され、初回でしたので、委員さん、事務局の自己紹介、会長、職務代理者の選出、部会委員の選任、議席の指定等について協議されました。

８月に入りまして、８月４日には、府中グリーンプラザけやきホールで農業委員さんの研修会が開催され、東京の農業概要や農地関係法の研修がありました。

８月７日には、北多摩地区農業委員会連合会の臨時総会が東村山市で開催され、役員の選出等が話し合われ、当日は、小柴局長が出席しました。

最後に８月１８日には、東京都農業会議の臨時総会及び理事会等が武蔵野市のスィングホールで開催され、小柴局長が出席しました。

次に次回の総会開催日ですが、９月は１９日、火曜日、午後２時から本日と同じ第１会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。なお、１０月は２４日、火曜日、第３会議室、１１月は２７日、月曜日、第１会議室を予定しておりますので、併せてご承知おきください。以上でございます。

〇議長（石阪委員）　はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

次に、（４）の「その他」になりますが、委員さんから何かありますか。（…）

〇委員（戸塚委員）　はい、ここで生産緑地の制度が大きく変わり、解除要件が変わったのですか。

〇事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、解除の要件は主たる従事者の死亡、重大な故障、指定後３０年経過とこの３つの事由しかなく、変更ありません。指定後３０年経過が、一番初めに指定した平成４年から３０年経過した平成３４年が近くなってきたのと、法改正が重なりいろいろな話が出ていると思われます。

〇事務局（小柴事務局長）　はい、後ほど説明する農業委員会だよりでも触れておりますが、今回の改正では指定面積の引き下げとか、いわゆる道づれ解除の要件緩和など大きな改正が謳われております。いずれにしろ、改正の内容が未だにはっきりしない部分もありますので、はっきりしてきたら説明会を行う予定でございます。

〇委員（河内委員）　公共事業に伴い生産緑地がその対象になった時に、対象の方

がその代替地を希望することが多々あると思われるので、市で生産緑地をストックしておくことはできるのでしょうか。

〇事務局（椹澤事務職員）　はい、事業の実施時期と生産緑地の買取り申請の時期がうまく合えば可能ですが、難しいと思われます。ただ、東八道路の用地買収では、うまく行った例もございます。

〇議長（石阪委員）　はい、他にありますか。（…）

それでは、事務局からありますか。

〇事務局（小柴事務局長）　はい、会長、お手元に農業委員会だよりの原稿をお配りしています。７月に農業委員の改選があり、体制が新しくなりましたので、９月に農業委員会だよりの臨時号を発行いたします。また、最後の４ページには先ほど話しが出た生産緑地法の一部改正を記載しております。ご一読いただき何かあればご連絡をお願いします。

〇事務局（加藤主査）　はい、続きまして、先日、梨立毛品評会がありましたので、その結果をご報告いたします。

平成２９年度府中市梨立毛品評会入賞者一覧表をごらんください。

期日は７月２７日、木曜日、会場は各梨園で行いました。審査結果としましては、最優秀賞合せてマインズ農業協同組合長賞として、日新町の〇〇〇〇さんが受賞されたほか、以下記載の審査結果となっております。以上でございます。

〇事務局（佐伯事務職員）　続きまして、農業会議より、９月２９日開催予定の北多摩地区農業委員研修会のお知らせが来ておりますので、配布させていただいております。場所は府中市の生涯学習センターですので、ご参加をお願いします。現地集合現地解散としたいと思います。また、都合で欠席される方は、８月２５日、金曜日までに事務局までご連絡ください。よろしくお願いします。

次に、農業委員さんの公務従事中の事故による傷害保険の加入手続きをいたしましたので、何かありましたら事務局へご報告ください。保険料につきましては親睦会費より支出しています。以上でございます。

〇議長（石阪委員）　はい、ここまでで何かございますか。（…）

ないようなので、本日の議事はすべて終了となりますので、「第２回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後２時５０分閉会